

省エネルギー設備導入支援事業費補助金

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ 対象となる方

- ① 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）
 - ② ①を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）
- ※コンソーシアムを構成するに当たっては、「コンソーシアム協定書」の締結が必要です。

◆ 対象事業

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備を導入する事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業。

- ・補助対象者が街区等の道内のエリア（複数の事業所等）を対象に面的に取り組む事業、あるいは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。
- ・省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- ・事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- ・他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- ・補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。
- ・エネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 20%以上の削減効果が見込まれる事業であること。

◆ 補助対象経費及び補助率

| 補助対象経費 | 補助率 | 上限額 |
|---|-----------|-------------------------------|
| 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が必要と認めた経費 | 1/2 以内 | ◆対象となる方 ①500万円 ②1,000万円 |

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和5年（2023年）9月15日（金）17：00までに、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に事業計画書を提出してください。
- ・省エネルギー効果について、（一財）省エネルギーセンターの省エネ最適化診断などを活用し、算出根拠を示してください。
- ・有識者会議による意見聴取を実施し、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページ URL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/107905.html>



【お問い合わせ先】
 北海道 経済部経済部ゼロカーボン推進局
 ゼロカーボン産業課ゼロカーボン産業係
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 TEL (011) 206-7217
 keizaibu.zerokabonsangyouka@pref.hokkaido.lg.jp

